八十六　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
八十七　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	四十七万七千円
八十八　保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第二十二条第二項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十六条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
八十九　保安基準第三十二条第三項及び第六項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十五条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十八条の二第三項、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の二第三項並びに第四十一条の三第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
九十　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	二十七万円
九十一　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十二　保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	二十七万円
九十三　保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十四　保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十五　保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
九十六　保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
九十七　保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十八　保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万円
九十九　保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	十二万五千円
百　保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側射器に係る試験	二十七万円
百一　保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円

百二　保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
百三　保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百四　保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百五　保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百六　保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万円
百七　保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万円
百八　保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万円
百九　保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものを除く。）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	十二万五千円
百十　保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	十二万五千円
百十一　保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十二　保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十三　保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十四　保安基準第四十一条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十五　保安基準第四十一条の四第一項から第三項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百十六　保安基準第四十一条の五第一項から第三項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百十七　保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	十八万七千円
百十八　保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
百十九　保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十　保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十一　保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十二　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	十八万七千円
百二十三　保安基準第四十四条第一項及び第二項に定める基準のうち、運転者の視野に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
百二十四　保安基準第四十四条第一項及び第二項に定める基準のうち、乗車人員の保護に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円